



平成30年10月19日

各位

会社名 株式会社東理ホールディングス
(コード番号 5856 東証第2部)
代表者名 代表取締役社長 福村 康廣
問合せ先 常務取締役 田中 斉
(TEL. 03-6458-6913)

**(開示事項の経過)当社に対する損害賠償請求訴訟の訴えが
変更された事に関するお知らせ**

当社は、平成28年12月16日付「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」（以下「当初のお知らせ」という）にて公表しました当社に対して提起された訴訟について、このたび大阪地方裁判所より平成30年10月18日「訴えの変更申立書」の送達を受けましたのでお知らせします。

記

1. 「訴えの変更申立書」による変更箇所

今回の「訴えの変更申立書」により変更された箇所は、原告が訴訟金額を次の通り減縮するというものです。「請求の原因」や「訴訟の内容（損害賠償請求）」等それ以外の箇所についての変更はありません。

訴訟金額 (当初) 7億6,961万3,295円
(変更後) 5億124万5,788円

2. 変更理由

原告は、当社子会社株式会社ウィッツの運営しているウィッツ青山学園高等学校（以下「本校」という）が伊賀市より新年度生徒募集の停止を命ぜられたこと（当時）によって提携先を本校から他校に乗換えたり、その後新入生徒数が減少したことにより生じた損害額を11名の原告全員が改めて計算し直した結果、請求金額を上記の通り減縮するというものです。

3. 今後の見通し

当社は原告の請求に対して、当初のお知らせにてご案内しました通りの主張と反論を訴訟において行い、目下継続して審理が行われております。

現在のところ業績に与える影響は予測しかねる状況にはありますが、今後の訴訟の進展によって必要に応じて開示いたします。

以 上